



報道機関 各位

記者発表資料
平成28年4月28日(木)
問合先：学校教育部教職員課
人事係：丹、内野
電話：829-1653
内線：4035、4033

教職員の懲戒処分についての公表

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、県費負担教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容等

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 処分内容 | 懲戒処分(戒告) |
| (2) 処分年月日 | 平成28年4月28日(木) |
| (3) 職名・年齢・性別 | 校長・55歳・男性 |
| (4) 勤務場所 | 市立学校 |
| (5) 発生日 | 平成26年8月3日(日) 10時30分頃 |

2 概要

当該校長は、平成26年8月3日(日)10時30分頃、教科書会社に指定された場所において、同社主催の会議に参加し、教科用図書の検定申請図書の内容を閲覧するとともに、謝金等25,000円を受け取った。

また、平成27年5月12日から同年8月6日までの間、中学校の教科用図書採択における調査専門員長を務めた。

なお、本市の教科用図書の採択における調査専門員会の役割は、すべての教科用図書を調査し、それぞれの特徴を報告することであり、教科用図書の採択に影響を及ぼすことはない。